

● 理 念

第1 志學館大学は、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の精神と考え方に則り、障がいにより学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

● 合理的配慮

第2 障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要なかつ合理的な配慮を行うことにより、障がい学生を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。

● 教育改善

第3 障がい学生に対する修学上の配慮が、すべての学生の修学にとって有益になるような教育改善に取り組む。

● 理解促進

第4 障がい学生に対する支援活動を通じて、すべての学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながらよりよい人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供する。

● 支援体制

第5 障がい学生の支援は、学生支援室、関係教職員及び学生サポーター（以下「支援者」という。）が中心となって行う。必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携して、全学的な体制で行う。

2 学生支援室の業務は、別に定める。

● 個人情報

第6 第5の支援に参加した者が取得した障がい学生の個人情報は、守秘義務を遵守して厳密に管理する。



	相談窓口	電話番号
受験上の相談	入試広報課	099-812-8508(直通)
大学生活上の相談	学生支援室	099-812-8509(直通)

大学で学ぶ上での5つの心得

1 自分の状況を説明できるようになりましょう

大学で必要な支援を確保するためには、自分の病気や障がいについてよく理解し、それを他の人に説明することができるようになることが大切です。障がい等によってということが困難なのか、どういう支援が必要なのか家族とともにもう一度確認してみましょう。その上で、大学で実際にどのような支援が受けられるのか学生支援室に相談してください。

2 大学の授業の選び方について理解しましょう

大学では、高校までとは異なり自分で時間割を決めていきますが、4年間で卒業するためには授業の選び方に一定のルールがあります。大学の授業は90分間で、その進め方や使用する教材等は担当教員によって様々です。単位取得のためには、毎回授業に出席することが原則です。授業の選び方で困ったことがあれば指導教員や学務課、学生支援室に相談してください。また、授業の進め方や教材、資料等について配慮・支援を希望する場合は学生支援室での手続きが必要です。

3 生活全体に目を向けましょう

授業以外でも大学における生活について考えておきましょう。通学方法や、エレベーター、トイレの位置の確認、また、授業時間以外での「居場所」を見つけるおくことも大事です。必要な支援について周囲にお願いできることがあれば友達や指導教員に相談するのもよいでしょう。ひとり暮らしをする場合には、必要な支援等準備しておかなければならないことを家族と一緒に確認しましょう。

4 目指す進路について考えましょう

大学では資格取得を目指す学生も少なくありません。ただ、障がいの状況によって資格取得に必要な「実習」への参加が困難であったり、資格試験を受ける際に必要な配慮が得られなかったりする場合もあります。自分が目指す進路に関して、自分の適性に合っているか、その仕事をするにはどのような力が必要とされているのかについて具体的に知る必要があります。自分が希望する職業について、障がいのある人が実際にどれくらい働いているのかも調べてみるとよいでしょう。進路支援センターで相談することもできます。

5 社会資源を活用しましょう

大学の4年間は、家族の援助とともに、社会資源を活用してできる限り自立的な生活をしていくことを目指していきましょう。市町村の役所で、「障害年金」や障がい者が受けられるサービスについて聞く等、入学前に自分でも取り組んでおけるとよいでしょう。また、必要に応じて主治医や医療機関、地域の支援センター等で相談してください。

相談・支援

● 相談について

入学試験前

障がい等がある場合または病気療養中の場合は、受験上および修学上特別な配慮・検討を必要とすることがありますので、あらかじめ入試広報課に相談してください。

入学前

入学予定者には「心とからだの相談についてのご案内」を送付します。相談を希望する学生・父母等は、入学手続とともに提出してください。学生支援室担当より連絡し、相談日時を決定します。

入学後

学生支援室担当と大学生活を送る上で、具体的にどのような配慮や支援が必要か、また大学がどのような配慮や支援が可能か等相談していきます。

支援手続き

相談

配慮支援を希望する場合は、学生支援室へお越しください

申請

「病気・障がい等のある学生支援申請書」（診断書等添付）を提出します

検討

本人と面談のうえで支援内容を話し合います。必要があれば、学生支援室が配慮願を作成します

伝達

本人が教職員へ配慮願を提出します

支援

教職員と連携・調整しながら支援が開始されます

慢性の病気・心やからだに関する支援

肢体不自由に関する支援

視覚に関する支援

発達の障がいに関する支援

聴覚に関する支援

支援
Support

支援例

- 配慮事項の検討
- 学習法の指導
- 定期試験配慮
- 録音・板書撮影許可
- 自動車通学許可
- 心理面談
- 教職員への配慮事項の伝達
- 課題等の提出期限延長
- 試験時間延長
- 支援機材の持込利用
- 専用スペース確保
- 学外専門機関との連携
- 履修登録支援
- 座席指定
- 試験時の別室受験
- 拡大資料の提供
- 介助者の入構・入室許可
- 災害時支援

支援機材を利用するには「許可申請書」が必要な場合があります。
詳しくは、学生支援室にお問い合わせください。相談予約は、随時受け付けています。